

第 1 2 号議案

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 2 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 足立区事務手数料条例（昭和 3 3 年足立区条例第 1 号）の一部
を次のように改正する。

第 2 条各号列記以外の部分中「申請の際」の次に「（第 1 6 号の事
項についての事務手数料にあつては交付の際）」を加える。

第 3 条第 1 項中「3 0 0 円」の次に「、住民基本台帳カードの交付
については 1 件につき 2 5 0 円」を加え、同条第 2 項を次のように改
める。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項の事務手数料は、
それぞれ当該各号に定めるところによる。

（ 1 ） 足立区住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成 2 5
年足立区条例第 号）第 2 条第 2 号に規定する多機能端末機
（以下「多機能端末機」という。）を利用することによる住
民票又は戸籍の附票の謄本又は抄本の交付、印鑑登録に関す
る証明並びに区税その他諸収入金に関する証明のうち特別区
民税及び都民税に関する課税証明書及び納税証明書の交付
1 件につき 1 5 0 円

（ 2 ） 区民一覧表の閲覧 1 回につき 3 , 0 0 0 円

（ 3 ） 印鑑登録証の交付 1 件につき 5 0 円

第 6 条中「別表第 5 」を「別表第 6 」に改める。

	「 4 5 0 円	「 4 5 0 円。ただし、多機能端末機を利用することによる交付については、1件につき220円とする。
別表第1の2の項額の欄中	350円	350円
	750円」	750円」

に改め、同表に次のように加える。

4 社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第9条の規定に基づき提出した現況報告書に基づく証明	社会福祉法人の理事在任証明手数料	1件につき	400円	証明発行のとき
5 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の3、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第26条の28の2及び租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第19条の10の4に基づく証明	税控除対象となる社会福祉法人の証明手数料	1件につき	400円	証明発行のとき

別表第5の95の項事務の欄中「（昭和32年法律第26号）」を削り、同表97の項事務の欄中「（昭和32年政令第43号）」を削る。

別表に次の1表を加える。

別表第6（第6条関係）

事務	手数料の名称及び額			徴収 時期		
都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第5の9の項に掲げる額（申請に係る計画に構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合においては1の建築物について同表11の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表19の項又は21の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）			認定申請のとき		
	1 申請に併せて区長が指定する者（以下「適合性確認機」という。）が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合	(1) 一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。） (2) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）	ア 住戸ごとの申請の場合		申請戸数が1戸のもの	4,700円
					1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が2戸以上5戸以下のもの	4,700円
					1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が6戸以上10戸以下のもの	1万6,000円
					1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が11戸以上25戸以下のもの	2万7,000円
					1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が26戸以上50戸以下のもの	4万5,000円
					1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が51戸以上100戸以下のもの	8万2,000円
					1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が101戸以上200戸以下のもの	13万1,000円
					1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が201戸以上300戸以下のもの	17万円
					1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が301戸以上のもの	18万5,000円
					イ 1の建築物の申請の場合	（ア）住戸の建築物の総戸数が1戸のもの
		建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	9,400円			
		建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	1万6,000円			
		建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	2万7,000円			
		建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	4万5,000円			
建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの		8万2,000円				
建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	13万1,000円					

	建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	17万円
	建築物の総戸数が301戸以上のもの	18万5,000円
(イ) 共用廊下等の部分(住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下同じ。)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	9,300円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	2万6,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	8万円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	12万6,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	16万円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	20万円
	(ウ) 非住宅の部分(住戸の部分及び共用廊下等の部分以外の部分をいう。以下同じ。)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	2万6,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	8万円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	12万6,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	16万円

			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	20万円
(3) (1) 及び(2) 以外の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの			9,300円
	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの			2万6,000円
	建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの			8万円
	建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの			12万6,000円
	建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの			16万円
	建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの			20万円
2 1に定める以外の場合	(1) 一戸建て住宅			3万5,000円
	(2) 共同住宅等	ア 住戸ごとの申請の場合	申請戸数が1戸のもの	3万5,000円
			1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が2戸以上5戸以下のもの	6万9,000円
			1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が6戸以上10戸以下のもの	9万7,000円
			1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が11戸以上25戸以下のもの	13万7,000円
			1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が26戸以上50戸以下のもの	19万7,000円
			1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が51戸以上100戸以下のもの	28万3,000円
			1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が101戸以上200戸以下のもの	38万5,000円
			1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が201戸以上300戸以下のもの	50万8,000円
			1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が301戸以上のもの	60万円
			イ 1の建築物の申請の場合	(ア) 住戸の部分
	建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	6万9,000円		
	建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	9万7,000円		
	建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	13万7,000円		

	建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	19万7,000円
	建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	28万3,000円
	建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	38万5,000円
	建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	50万8,000円
	建築物の総戸数が301戸以上のもの	60万円
(イ) 共用廊下等の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10万9,000円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	18万円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	28万円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	35万9,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	42万9,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	50万円
	(ウ) 非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの
当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		38万4,000円

				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	54万 6,000円		
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	67万円		
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	78万 9,000円		
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	90万円		
	(3)	(1)及び(2)以外の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの		24万 2,000円		
			建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		38万 4,000円		
			建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの		54万 6,000円		
			建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの		67万円		
			建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの		78万 9,000円		
			建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの		90万円		
都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項の規定において準用する第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第5の9の項に掲げる額（申請に係る計画に構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合においては1の建築物について同表11の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表19の項又は21の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）					
の変更の認定の申請に対する審査	1 申請に併せて適合性確認機関が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる	(1) 一戸建て住宅			3,300円	変更認定申請のとき	
	(2) 共同住宅等	ア 住戸ごとの申請の場合	申請戸数が1戸のもの		3,300円		
			1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が2戸以上5戸以下のもの		6,600円		
			1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が6戸以上10戸以下のもの		1万1,000円		
			1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が11戸以上25戸以下のもの		1万9,000円		

基準に適合していることを示す書類が提出された場合

		1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が26戸以上50戸以下のもの	3万2,000円
		1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が51戸以上100戸以下のもの	5万8,000円
		1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が101戸以上200戸以下のもの	9万3,000円
		1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が201戸以上300戸以下のもの	12万2,000円
		1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が301戸以上のもの	13万4,000円
イ 1の建築物の申請の場合	(ア) 住戸の部分	建築物の総戸数が1戸のもの	3,300円
		建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	6,600円
		建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	1万1,000円
		建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	1万9,000円
		建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	3万2,000円
		建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	5万8,000円
		建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	9万3,000円
		建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	12万2,000円
		建築物の総戸数が301戸以上のもの	13万4,000円
	(イ) 共用廊下等の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	6,500円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1万8,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	5万6,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	8万8,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル	11万2,000円

			ルを超え25,000平方メートル以内のもの	
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	14万円
		(ウ) 非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	6,500円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1万8,000円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	5万6,000円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	8万8,000円
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	11万2,000円
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	14万円
	(3) (1) 及び(2) 以外の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの		6,500円
		建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		1万8,000円
		建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの		5万6,000円
		建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの		8万8,000円
		建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの		11万2,000円
		建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの		14万円
2 1に定める 以外の場合	(1) 一戸建て住宅			1万8,000円
	(2) 共同住宅等	ア 住戸ごとの申請の場合	申請戸数が1戸のもの	1万8,000円
			1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が2戸以上5戸以下のもの	3万7,000円

		1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が6戸以上10戸以下のもの	5万2,000円
		1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が11戸以上25戸以下のもの	7万4,000円
		1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が26戸以上50戸以下のもの	10万8,000円
		1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が51戸以上100以下のもの	15万9,000円
		1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が101戸以上200戸以下のもの	22万1,000円
		1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が201戸以上300戸以下のもの	29万1,000円
		1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が301戸以上のもの	34万2,000円
イ 1の建築物の申請の場合	(ア) 住戸の部分	建築物の総戸数が1戸のもの	1万8,000円
		建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	3万7,000円
		建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	5万2,000円
		建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	7万4,000円
		建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	10万8,000円
		建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	15万9,000円
		建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	22万1,000円
		建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	29万1,000円
		建築物の総戸数が301戸以上のもの	34万2,000円
	(イ) 共用廊下等の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	5万7,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	9万6,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	15万6,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超	20万5,000円

			え 10,000平方メートル以内のもの	
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	24万 7,000円
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	29万円
		(ウ) 非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	12万 3,000円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	19万 8,000円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	29万円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	36万 1,000円
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	42万 7,000円
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	49万 1,000円
(3)	(1) 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの			12万 3,000円
	及び(2) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの			19万 8,000円
	以外の建築物			29万円
			建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	
			建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	36万 1,000円
			建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	42万 7,000円
			建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	49万 1,000円

備考

- 1 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、共同住宅等の1の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸の部分の額に共用廊下等の部分及び非住宅の部分の額を加算した額とする。ただし、共用廊下等の部分又は非住宅の部分が存在しない場合は、当該部分の額は加算しない。
- 2 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、共同住宅等の住戸ごとの申請と1の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、1の建築物の申請の場合により算出した額とする。

第 2 条 足立区事務手数料条例の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「 2 5 0 円」を「 5 0 0 円」に改め、同条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とする。

別表第 1 の 2 の項額の欄中「。ただし、多機能端末機を利用することによる交付については、1 件につき 2 2 0 円とする。」を削る。

付 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条の規定中第 6 条の改正規定及び別表に 1 表を加える改正規定 公布の日
- (2) 第 1 条の規定中第 3 条第 2 項の改正規定（第 1 号に係る部分に限る。）及び別表第 1 の 2 の項の改正規定 平成 2 5 年 6 月 1 0 日
- (3) 第 2 条の規定 平成 2 6 年 4 月 1 日

（提案理由）

住民票の写し等の交付手数料を改めるとともに、社会福祉法人の理事の在任証明手数料等を定める必要があるので、この条例案を提出いたします。